

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

★ ☆ 休刊のお知らせ ☆ ★
残暑お見舞い申し上げます。
次週8月15日(月)号は、
休刊とさせていただきます。

◆ 今週のコよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

8/ 8(月) 大安

9(火) 赤口 長崎原爆の日

10(水) 先勝 岸田内閣改造・自民党役員人事、源泉所得税の納付期限

11(木) 友引 山の日

12(金) 先負

13(土) 仏滅

14(日) 大安

〓 先週の株と為替 〓

	日経平均株価	円(対米ドル)
8/ 1(月)	27,993 △191	132.55 △0.22
2(火)	27,595 ▼398	130.82 △1.73
3(水)	27,742 △147	133.21 ▼2.39
4(木)	27,932 △190	134.15 ▼0.94
5(金)	28,176 △244	133.30 △0.85

相続土地国庫帰属制度の創設

相続等された土地が利用されずに放置されることで、将来的に所有者不明土地となることを予防するため「相続土地国庫帰属制度」が創設され、令和5年4月27日に施行されます。

◆ 施行前の相続等で取得した土地も対象

相続土地国庫帰属制度は、相続等により土地を取得した相続人が法務大臣の承認を受けることで、その土地を手放して国に引き取ってもらえる制度です。

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば申請することができますが、相続等以外(売買等)によって土地を取得した方などは原則として対象外となります。また、土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請することで利用できます。

なお、施行日(令和5年4月27日)より前の相続等によって取得した土地についても対象となるため、数十年前に相続した土地でも本制度を利用することができます。

◆ 制度の対象となる土地は

本制度は、農地や森林であっても対象となりますが、法務大臣に土地を国庫に帰属させることについて承認を受ける必要があり、その土地が通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地(*建物等がある、*土壌汚染や埋設物がある、*一定の崖がある、*担保権などが設定されている、など)に該当する場合は認められません。

なお、国庫への帰属について承認を受けた場合には、負担金(土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額)の納付が必要となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201530

災害で会社の資産が損害を受けた場合は

今月3日からの大雨により山形県、新潟県、石川県、福井県の12市8町1村に災害救助法が適用され、災害復旧貸付やセーフティネット保証4号などの被災中小企業対策が実施されます。

災害により会社の資産が損害を受けた場合、商品や店舗などが滅失・損壊した場合の損失額や、損壊した資産の取壊し、土砂などを除去するための費用は、損金になります。

また、損傷を受けた店舗や機械などの固定資産について、原状回復のために補修などを行った場合や、被災前の状態を維持するための補強工事、排水又は土砂崩れの防止などに支出した費用も修繕費として損金になります。

国税の滞納残高は2年連続で増加

国税庁が公表した「令和3年度租税滞納状況」によると、令和3年度において発生した国税の新規滞納額は7527億円(前年度比27.2%増)と大幅に増加しました。一方、滞納整理した額も6956億円(同34.2%増)と増加しましたが、新規発生滞納額が滞納整理額を上回ったことから、国税の滞納残高は8857億円(同6.9%増)と2年連続で増加しました。

なお、新規発生滞納額を税目別にみると、消費税が3997億円と、全体の約53%を占めています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

相続等した土地を国が引き取る「土地相続国庫帰属制度」の概要

全国で増加している所有者不明土地の問題を解消するため、「民法等の一部を改正する法律」（相続登記の申請義務化や土地利用に関するルールの見直しなど）とともに、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、所有者不明土地の発生の予防と利用の円滑化の両面から民事基本法制の総合的な見直しが行われました（令和5年4月以降、順次施行）。

◆相続土地国庫帰属制度の概要

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、所有者不明土地が発生することを予防するため、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設され、令和5年4月27日から施行されます。

◎制度のポイント

- (1) 相続等によって、土地の所有権又は共有持分を取得した者等は、法務大臣に対して、その土地の所有権を国庫に帰属させることについて、承認を申請することができます。
- (2) 法務大臣は承認の審査をするために必要と判断したときは職員に調査をさせることができます。
- (3) 法務大臣は、承認申請された土地が、通常の管理や処分をするよりも多くの費用や労力がかかる土地として法令に規定されたものに当たらないと判断したときは、土地の所有権の国庫への帰属について承認をします。
- (4) 土地の所有権の国庫への帰属の承認を受けた方が、一定の負担金を国に納付した時点で、土地の所有権が国庫に帰属します。

◆申請の対象者

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば申請できます。制度の施行前に土地を相続した方でも申請可能です。相続等以外の原因（売買など）により自ら土地を取得した方や、相続等により土地を取得することができない法人は、基本的に本制度の対象になりません。

また、相続等により土地の共有持分を取得した共有者は、共有者の全員が共同して申請を行うことによって、本制度を利用することができます。この場合、土地の共有持分を相続等以外の原因により取得した共有者（例えば、売買により共有持分を取得した共有者）がいる場合であっても、相続等により共有持分を取得した共有者がいるときは、共有者の全員が共同して申請を行うことによって、本制度を利用することができます。

◆帰属の承認ができない土地

次のような「通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地」に該当する場合は対象外となります。

◎却下要件（承認申請をすることができないケース）

- (1) 建物の存する土地
- (2) 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
- (3) 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地
- (4) 土壌汚染対策法上の特定有害物質により汚染されている土地
- (5) 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

◎不承認事由（承認を受けることができないケース）

- (1) 一定の勾配・高さの崖があって、管理に過大な費用・労力がかかる土地
- (2) 通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
- (3) 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地
- (4) 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ管理・処分ができない土地
- (5) その他、通常の管理・処分に当たって過大な費用・労力がかかる土地

◆手続に必要な費用

申請時に審査手数料を納付するほか、国庫への帰属について承認を受けた場合には、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金（詳細は政令で規定）を納付します。

※現状の国有地の標準的な管理費用（10年分）は、粗放的な管理で足りる原野で約20万円、市街地の宅地（200㎡）で約80万円。